

「特定操縦技能審査実施要領」等の改正について

令和元年12月23日
国土交通省航空局
安全部運航安全課

1. 背景

航空法（昭和27年法律第231号）第71条の3第1項の規定により、操縦技能証明を有する者は、航空運送事業者の運航規程に基づく定期的な技能審査を受けている場合等を除き、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員による特定操縦技能の審査を受け、これに合格していなければ、航空機の操縦等を行ってはならないこととしている（特定操縦技能審査制度）。

しかしながら、小型航空機等の航空事故等が頻発していることを受けて設置された「小型航空機等に係る安全推進委員会」において、特定操縦技能審査制度の実効性を向上させ操縦士に起因する航空事故等の防止を図るため、今般、操縦技能審査員に対し審査記録の作成・保存を義務付けるとともに、これに活用するための標準的チェックリストの作成が必要とされたところである。

このため、上記を手当てするための特定操縦技能審査要領等の改正を行うこととするものである。

2. 概要

特定操縦技能審査要領（平成24年3月29日付国空航第799号）及び特定操縦技能審査実施細則（平成24年3月29日国空航第800号）を別添の新旧対照表案のとおり改正する。改正の主なポイントは以下のとおり。

- 操縦技能審査員は、特定操縦技能の審査を行ったときは、以下の事項を含む審査記録を作成し、審査を実施した日から少なくとも2年間保存すること。当該審査記録は当局の求めがあったときは速やかに提出すること。
 - ・被審査者に関する事項（氏名、連絡先、技能証明情報、航空身体検査証明情報、飛行経験、安全講習会の受講の有無等）
 - ・審査に関する事項（審査年月日、審査を実施した空港等、審査に使用した機材等、実技審査の飛行経路・時間、実際に審査を行った項目・方法等）
 - ・審査結果に関する事項（合否（不合格の場合はその理由）、操縦等可能期間満了日（合格した場合に限る）、被審査者の操縦技能に関する所見、助言等を行った場合はその内容等）
- 上記審査記録については、原則として「特定操縦技能審査チェックリスト」を使用すること。ただし、同等以上の内容を含む独自の記録様式を使用することは妨げないこととする。

3. スケジュール（予定）

公布：令和2年2月上旬
適用：令和2年4月

以上